

認定こども園施設整備交付金実施要領

平成27年5月21日
初等中等教育局長裁定

(通則)

認定こども園施設整備交付金交付要綱第20条の規定に基づき、認定こども園施設整備交付金の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1. 事業の内容

認定こども園施設整備交付金は、次により実施する施設整備支援事業とする。

- ①認定こども園整備
(内容については、別紙1のとおり)
- ②幼稚園耐震化整備
(内容については、別紙2のとおり)

2. 交付額の算定方法について

ア. 認定こども園整備に係る交付金の額については、市町村(特別区を含む。)が域内の学校法人等による認定こども園施設整備事業について、交付対象経費の1/4以内で補助を行うとき、これに対する都道府県の交付対象事業に対し、交付対象経費の1/2以内を交付金の額として交付する。

イ. 幼稚園耐震化整備に係る交付金の額については、交付対象経費の1/2以内を交付金の額として交付する。

ウ. 交付対象事業に対する交付金の額は、次の(a)により算出した額(以下「交付基礎額」という。)の合計額と(b)により算出した額の合計額を比較していずれか小さい方の額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (a) 交付金の対象となる事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1(算定基準表)、別表2(交付基準額表)で定める基準により算出した交付基礎額
- (b) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1(算定基準表)で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じた額

3. 国の財政上の特例措置について

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、別表2のうち、「認定こども園整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)」の基準額を適用する。

また、交付対象となる認定こども園等が豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地帯に所在する場合は、別表2のうち、A地域の基準額を適用し、その定める方法により算出された

基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

4. 財産処分の制限等

都道府県及び市区町村が学校法人等に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、認定こども園施設整備交付金交付要綱第17条の規定に準じて、財産処分の制限等に係る条件を附さなければならない。

なお、市区町村が財産処分の承認を行う場合は、あらかじめ都道府県の承認を受けなければならない。

5. 認定こども園施設整備交付金交付要綱第10条の規定に基づき、事業の遅延について届出を行う際には、交付要綱の様式6の提出と併せて、別紙様式6-2の遅延事業内訳書を作成し提出すること。

6. 認定こども園施設整備交付金交付要綱第11条の規定に基づき、事業の実施状況について報告を行う際には、交付要綱の様式7の提出と併せて、別紙様式7-2の事業実施状況報告書を作成し提出すること。

7. 認定こども園施設整備交付金交付要綱第12条の規定に基づき、事業の実施状況について報告を行う際には、交付要綱の様式8の提出と併せて、別紙様式8-2の事業実績一覧表を作成し提出すること。

8. 留意事項

- ・上記の各整備間及び、①認定こども園整備については、厚生労働省所管の保育所等整備交付金による整備事業と連携を図ること。
- ・①認定こども園整備については、都道府県が認定こども園の整備を行う市町村（特別区を含む。）に対し支援を行うものとし、②幼稚園耐震化整備については、都道府県が認定こども園への移行を予定する施設に対し支援を行うものとする。
- ・その他交付金の取扱いに関して必要な事項については別に通知する。

認定こども園整備

1 目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

2 内容

(1) 整備内容

幼保連携型認定こども園、又は幼保連携型の要件を満たす保育所型認定こども園の幼稚園機能部分等の新設、修理、改造を実施する。

(2) 整備対象施設

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号）（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分（以下「学校教育部分」という。）
- ② 認定こども園法第3条第2項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
- ③ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

(3) 施設の設置主体（事業者）

① 2(2)①の場合

学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園の設置者である場合において当該学校教育部分の施設整備を行う場合に限る。）

② 2(2)②の場合

学校法人又は社会福祉法人（保育所型認定こども園を構成する保育所の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園機能部分の施設整備を行う場合に限る。）

③ 2(2)③の場合

学校法人又は社会福祉法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園部分の施設整備を行う場合に限る。）

3 交付基準額・負担割合等

(1) 交付基準額

別表1（算定基準）、別表2（交付基準額表）で定める基準により算出

(注) 財政上の特別措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律

第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、(別表)補助基準額表のうち、「認定こども園整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)」の基準額を適用する。

(2) 負担割合

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

(3) 交付対象整備(整備区分)

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
<p>本体工事費</p>	<p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
<p>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費 (改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象) ※大規模修繕等については、仮設整備工事費のみ対象</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舍に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

- ① 交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかであること。
- ② 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分については、認定こども園法第3条第1

項に基づく都道府県の認定を受けること。

ただし、交付決定をした年度内に上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。

- ③ ①②を前提として、幼稚園型または保育所型の認定こども園となるために必要な施設整備についても交付対象とすること。

ただし、施設整備終了後に幼稚園型または保育所型の認定こども園として認定されなかった場合は、原則として、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。

- ④ 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分及び保育所型認定こども園の認可保育所部分（認可保育所を新設することにより、新たに幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園の認可・認定を受ける場合を含む。）、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分（保育所機能部分を新設することにより、新たに幼稚園型認定こども園の認可・認定を受ける場合を含む。）については、保育所等整備交付金により整備を行うこと。

- ⑤ 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の整備において一体的に幼稚園部分の改築等を行う場合、また、既存の幼保連携型施設が、認定こども園としての機能を更に拡充させるために行う施設整備についても、対象となり得るものであること。

（3）財産処分について

- ① この交付金により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成26年3月31日25文科初第1443号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、文部科学省と事前に相談すること。

- ② この交付金により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

幼稚園耐震化整備

1 目的

幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園への移行を予定する幼稚園（既に認定こども園に移行した場合を含む。）の耐震化を促進することにより、子どもを安心して育てることが出来るよう基盤整備を行うことを目的とする。

2 内容

(1) 整備内容

認定こども園への移行を予定する幼稚園（既に認定こども園に移行した場合を含む。）の耐震化を促進するための改造を実施する。

(2) 整備対象施設

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号）（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分（以下「教育部分」という。）
- ② 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法第1条に規定する幼稚園
- ③ 認定こども園法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園への移行を予定する学校教育法第1条に規定する幼稚園（移行後の幼保連携型認定こども園における教育部分）
- ④ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園への移行を予定する学校教育法第1条に規定する幼稚園

(3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

① 2(2)①の場合

学校法人（学校法人等以外の個人立等から学校法人立等に組織変更をし、施設整備完了年度までに設置認可がなされ、当該完了年度又はその翌年度から幼稚園を開設する場合を含む。以下この項において同じ。）又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園の設置者である場合において当該教育部分の施設整備を行う場合に限る。）

② 2(2)②の場合

学校法人又は社会福祉法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所機能の設置者が同一の社会福祉法人である場合において当該幼稚園の施設整備を行う場合に限る）

③ 2(2)③の場合

学校法人又は社会福祉法人（移行を予定する幼保連携型認定こども園の設置者である場合において当該教育部分の施設整備を行う場合に限る）

④ 2(2)④の場合

学校法人又は社会福祉法人（移行を予定する幼稚園型認定こども園を構成する幼

幼稚園及び保育所機能の設置者が同一の社会福祉法人である場合において当該幼稚園の施設整備を行う場合に限る)

3 交付基準額・負担割合等

(1) 交付基準額

別表1(算定基準)、別表2(交付基準額表)で定める基準により算出

(注) 財政上の特例措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、(別表)補助基準額表のうち、「幼稚園耐震化促進事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)」の基準額を適用する。

(2) 負担割合

国1/2、事業者1/2

(3) 交付対象整備(整備区分)

増改築、改築、大規模修繕等(幼保連携型認定こども園の整備に限る。)

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
設計料	事業を行うにあたり必要な設計費
解体撤去工事費、仮設施設整備工事費、	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
耐震診断費	事業の対象となる棟に係る耐震診断に要する経費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舍に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

- ① 交付申請を行う時点で、幼稚園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園のいずれかであること。
- ② 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する計画を有し、実施期限までに認定こども園法第3条第4項第1号に基づく幼保連携型認定こども園、認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園のいずれかの機能を備えること。

ただし、交付決定をした年度内に上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。

(3) 財産処分について

この交付金により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成26年3月31日25文科初第1443号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、文部科学省と事前に相談すること。

別表 1

算 定 基 準
(創設、増築、増改築、改築)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	<p>ア 別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。</p> <p>※ 1 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う事業を含む。</p> <p>※ 2 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して 0.08 を乗じて得た額を加算する。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、文部科学大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（実施要領別紙 1 の 5 留意事項（1）及び別紙 2 の 5 留意事項（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費。（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>
	特殊附帯工事費	別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。※ 1、※ 2 について同上。	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。※ 1、※ 2 について同上。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

算 定 基 準

(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	<p>大規模修繕等（耐震化等整備事業を含む。） その他特別な工事費については、次のいずれか低い方の価格を基準に文部科学大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>（１）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>（２）工事請負業者の見積もり</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、文部科学大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（実施要領別紙１の５留意事項（１）及び別紙２の５留意事項（１）に定める費用を除く。）及び工事事務費。（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>
	仮施設整備工事費	<p>大規模修繕等（耐震化等整備事業を含む。） については、文部科学大臣が必要と認めた額とする。</p>	<p>仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

(別表2)交付基準額表

(通則)

ア 各事業における基準額は、以下の表のとおりとする。

イ 都市部とは、助成決定年度又はその前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村をいう。

(1)認定こども園整備

○幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分

○幼稚園型認定こども園を構成する認可幼稚園部分

<本体工事>

単位：千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
	青森県・岩手県・福島県・ 東京都・富山県・山梨県・ 長野県・沖縄県		北海道・宮城県・秋田県・ 山形県・茨城県・神奈川県・ 新潟県・石川県・岐阜県・ 静岡県・三重県・京都府・ 大阪府・奈良県・鳥取県・ 広島県・熊本県・鹿児島県		栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・福井県・愛知県・ 滋賀県・兵庫県・和歌山県・ 島根県・岡山県・山口県・ 香川県・高知県・佐賀県・ 長崎県・宮崎県		徳島県・愛媛県・福岡県・ 大分県	
定員20名以下	46,500	51,200	44,200	48,600	41,900	46,100	39,700	43,700
定員21～30名	48,800	53,700	46,500	51,200	45,400	49,900	43,100	47,400
定員31～40名	56,700	62,400	53,300	58,600	51,000	56,200	48,800	53,700
定員41～70名	64,700	71,100	61,300	67,400	57,900	63,700	55,600	61,100
定員71～100名	84,000	92,400	80,600	88,700	76,000	83,600	72,600	79,900
定員101～130名	101,000	111,100	96,500	106,100	90,800	99,900	87,400	96,100
定員131～160名	116,900	128,600	112,400	123,600	105,600	116,100	101,000	111,100
定員161～190名	132,800	146,100	127,100	139,900	120,300	132,400	113,500	124,900
定員191～220名	147,600	162,300	141,900	156,100	136,300	149,800	127,100	139,900
定員221～250名	163,500	179,900	156,700	172,400	148,800	163,600	139,600	153,600
定員251名以上	181,700	199,800	172,600	189,900	164,600	181,100	156,700	172,400
特殊附帯工事	7,000							
設計料加算	本体工事費に係る基準額の5%							

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の認可幼稚園部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

認定こども園整備(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	東京都		神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県		千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県		徳島県・愛媛県・大分県	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	61,400	67,600	58,400	64,200	55,400	60,900	52,400	57,600
定員21～30名	64,400	70,800	61,400	67,600	59,900	65,900	56,900	62,500
定員31～40名	74,900	82,300	70,400	77,400	67,400	74,100	64,400	70,800
定員41～70名	85,300	93,900	80,900	89,000	76,400	84,100	73,400	80,700
定員71～100名	110,900	122,000	106,300	117,000	100,300	110,400	95,900	105,500
定員101～130名	133,300	146,700	127,300	140,100	119,800	131,800	115,300	126,900
定員131～160名	154,300	169,800	148,300	163,200	139,300	153,300	133,300	146,700
定員161～190名	175,400	192,900	167,800	184,600	158,900	174,700	149,800	164,800
定員191～220名	194,900	214,300	187,300	206,100	179,900	197,800	167,800	184,600
定員221～250名	215,800	237,400	206,800	227,500	196,400	216,000	184,300	202,800
定員251名以上	239,800	263,800	227,800	250,600	217,300	239,100	206,800	227,500
特殊附帯工事	9,200							
設計料加算	本体工事費に係る基準額の5%							

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の認可幼稚園部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事、仮設施設整備工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮設施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	931	1,024	1,658	1,824
定員21～30名	1,056	1,161	2,024	2,226
定員31～40名	1,408	1,549	2,453	2,698
定員41～70名	1,771	1,949	3,407	3,748
定員71～100名	2,498	2,748	5,111	5,622
定員101～130名	2,998	3,298	6,133	6,747
定員131～160名	3,748	4,123	7,667	8,434
定員161～190名	4,497	4,948	8,383	9,221
定員191～220名	5,247	5,772	9,780	10,758
定員221～250名	5,997	6,597	11,177	12,295
定員251名以上	6,747	7,422	12,574	13,832

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の認可幼稚園部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

認定こども園整備(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮設施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,228	1,352	2,188	2,407
定員21～30名	1,393	1,533	2,671	2,938
定員31～40名	1,858	2,044	3,238	3,562
定員41～70名	2,338	2,572	4,497	4,947
定員71～100名	3,298	3,627	6,746	7,421
定員101～130名	3,957	4,353	8,096	8,906
定員131～160名	4,947	5,442	10,121	11,133
定員161～190名	5,937	6,531	11,065	12,172
定員191～220名	6,926	7,619	12,910	14,200
定員221～250名	7,916	8,708	14,754	16,229
定員251名以上	8,906	9,797	16,598	18,258

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の認可幼稚園部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とすること。

○保育所型認定こども園の幼稚園機能部分

<本體工事>

単位:千円

区分	基準額(1施設当たり)			
	A地区	B地区	C地区	D地区
	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
定員20名以下	32,500	31,000	29,300	27,700
定員21～30名	34,100	32,500	31,700	30,100
定員31～40名	39,700	37,300	35,700	34,100
定員41～70名	45,300	42,900	40,500	38,900
定員71～100名	58,700	56,400	53,200	50,800
定員101～130名	70,700	67,500	63,500	61,100
定員131～160名	81,800	78,700	73,900	70,700
定員161～190名	93,000	89,000	84,200	79,400
定員191～220名	103,300	99,300	95,400	89,000
定員221～250名	114,400	109,700	104,100	97,700
定員251名以上	127,100	120,800	115,200	109,700

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

認定こども園整備事業(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

区分	基準額(1施設当たり)			
	A地区	B地区	C地区	D地区
	東京都	神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県	千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県	徳島県・愛媛県・大分県
定員20名以下	42,900	40,900	38,700	36,600
定員21～30名	45,000	42,900	41,900	39,800
定員31～40名	52,400	49,200	47,100	45,000
定員41～70名	59,700	56,600	53,500	51,300
定員71～100名	77,500	74,400	70,200	67,000
定員101～130名	93,300	89,100	83,800	80,700
定員131～160名	108,000	103,800	97,500	93,300
定員161～190名	122,700	117,400	111,200	104,800
定員191～220名	136,300	131,100	125,800	117,400
定員221～250名	151,000	144,800	137,400	129,000
定員251名以上	167,800	159,400	152,100	144,800

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

<解体撤去工事、仮設施設整備工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	解体撤去工事	仮設施設整備工事
定員20名以下	651	1,160
定員21～30名	739	1,417
定員31～40名	985	1,717
定員41～70名	1,240	2,385
定員71～100名	1,748	3,578
定員101～130名	2,098	4,293
定員131～160名	2,623	5,366
定員161～190名	3,148	5,867
定員191～220名	3,673	6,846
定員221～250名	4,198	7,824
定員251名以上	4,723	8,802

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

認定こども園整備(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	解体撤去工事	仮設施設整備工事
定員20名以下	860	1,532
定員21～30名	975	1,870
定員31～40名	1,300	2,266
定員41～70名	1,636	3,148
定員71～100名	2,308	4,723
定員101～130名	2,770	5,667
定員131～160名	3,463	7,084
定員161～190名	4,156	7,745
定員191～220名	4,849	9,036
定員221～250名	5,541	10,327
定員251名以上	6,233	11,618

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

○幼稚園耐震化整備

<本体工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
	青森県・岩手県・福島県・ 東京都・富山県・山梨県・ 長野県・沖縄県		北海道・宮城県・秋田県・ 山形県・茨城県・神奈川県・ 新潟県・石川県・岐阜県・ 静岡県・三重県・京都府・ 大阪府・奈良県・鳥取県・ 広島県・熊本県・鹿児島県		栃木県・群馬県・埼玉県・ 千葉県・福井県・愛知県・ 滋賀県・兵庫県・和歌山県・ 島根県・岡山県・山口県・ 香川県・高知県・佐賀県・ 長崎県・宮崎県		徳島県・愛媛県・福岡県・ 大分県	
定員20名以下	46,500	51,200	44,200	48,600	41,900	46,100	39,700	43,700
定員21～30名	48,800	53,700	46,500	51,200	45,400	49,900	43,100	47,400
定員31～40名	56,700	62,400	53,300	58,600	51,000	56,200	48,800	53,700
定員41～70名	64,700	71,100	61,300	67,400	57,900	63,700	55,600	61,100
定員71～100名	84,000	92,400	80,600	88,700	76,000	83,600	72,600	79,900
定員101～130名	101,000	111,100	96,500	106,100	90,800	99,900	87,400	96,100
定員131～160名	116,900	128,600	112,400	123,600	105,600	116,100	101,000	111,100
定員161～190名	132,800	146,100	127,100	139,900	120,300	132,400	113,500	124,900
定員191～220名	147,600	162,300	141,900	156,100	136,300	149,800	127,100	139,900
定員221～250名	163,500	179,900	156,700	172,400	148,800	163,600	139,600	153,600
定員251名以上	181,700	199,800	172,600	189,900	164,600	181,100	156,700	172,400
特殊附帯工事	7,000							
設計料加算	本体工事費に係る基準額の5%							
耐震診断費	1㎡あたり1,030円							

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

<解体撤去工事、仮施設設置整備工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設設置整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	931	1,024	1,658	1,824
定員21～30名	1,056	1,161	2,024	2,226
定員31～40名	1,408	1,549	2,453	2,698
定員41～70名	1,771	1,949	3,407	3,748
定員71～100名	2,498	2,748	5,111	5,622
定員101～130名	2,998	3,298	6,133	6,747
定員131～160名	3,748	4,123	7,667	8,434
定員161～190名	4,497	4,948	8,383	9,221
定員191～220名	5,247	5,772	9,780	10,758
定員221～250名	5,997	6,597	11,177	12,295
定員251名以上	6,747	7,422	12,574	13,832

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

幼稚園耐震化整備(津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分)

<本体工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)							
	A地域		B地域		C地域		D地域	
	東京都		神奈川県・静岡県・三重県・鹿児島県		千葉県・愛知県・兵庫県・和歌山県・高知県・宮崎県		徳島県・愛媛県・大分県	
	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	61,400	46,700	40,400	44,400	38,300	42,200	36,200	39,900
定員21～30名	64,400	49,000	42,500	46,700	41,400	45,600	39,400	43,300
定員31～40名	74,900	57,000	48,700	53,600	46,600	51,300	44,500	49,000
定員41～70名	85,300	65,000	55,900	61,500	52,800	58,100	50,800	55,800
定員71～100名	110,900	84,400	73,600	80,900	69,400	76,400	66,300	73,000
定員101～130名	133,300	101,500	88,100	96,900	82,900	91,200	79,800	87,800
定員131～160名	154,300	117,400	102,600	112,900	96,400	106,000	92,200	101,500
定員161～190名	175,400	133,400	116,100	127,700	109,900	120,900	103,700	114,000
定員191～220名	194,900	148,200	129,600	142,500	124,400	136,800	116,100	127,700
定員221～250名	215,800	164,200	143,100	157,400	135,800	149,400	127,500	140,300
定員251名以上	239,800	182,500	157,600	173,300	150,300	165,400	143,100	157,400
特殊附帯工事	7,000							
設計料加算	本体工事費に係る基準額の5%							
耐震診断費	1㎡あたり1,030円							

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準額を適用し、さらにその定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

<解体撤去工事、仮施設整備工事>

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	解体撤去工事		仮施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,228	1,352	2,188	2,407
定員21～30名	1,393	1,533	2,671	2,938
定員31～40名	1,858	2,044	3,238	3,562
定員41～70名	2,338	2,572	4,497	4,947
定員71～100名	3,298	3,627	6,746	7,421
定員101～130名	3,957	4,353	8,096	8,906
定員131～160名	4,947	5,442	10,121	11,133
定員161～190名	5,937	6,531	11,065	12,172
定員191～220名	6,926	7,619	12,910	14,200
定員221～250名	7,916	8,708	14,754	16,229
定員251名以上	8,906	9,797	16,598	18,258

※豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、その定める方法により算定された基準額に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て)

※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

平成 年度 認定こども園施設整備交付金事業実施状況報告書

都道府県名	
担当部局課名	
電話番号	

1 支出状況 (単位：千円)

事業名 (事業内容)	事業者支出状況		
	総事業費 (A)	現在までの 支出額 (B)	支出率 (B/A*100)
認定こども園施設整備交付金 認定こども園整備 幼稚園耐震化整備			

2 実施状況

事業名	実施状況		
	実施か所数	増加定員数 (予定含む。)	備考
認定こども園施設整備交付金			
幼保連携型の幼稚園部分 保育所型の幼稚園機能部分 幼稚園型の幼稚園部分 認定こども園化を予定する幼稚園			
認定こども園整備 幼保連携型の幼稚園部分 保育所型の幼稚園機能部分 幼稚園型の幼稚園部分			
幼稚園耐震化整備 幼保連携型の幼稚園部分 幼稚園型の幼稚園部分 認定こども園化を予定する幼稚園			

平成 年度 認定こども園施設整備交付金事業実績一覧表

都道府県名	
担当部局課名	
電話番号	

事業実績の概要

1. 認定こども園整備

施設名	施設種別	設置主体	所在市区町村	整備区分	総事業費	交付対象事業費	交付金申請額	認定こども園への移行の有無
合計								

2. 幼稚園耐震化整備

施設名	施設種別	設置主体	所在市区町村	整備区分	総事業費	交付対象事業費	交付金申請額	認定こども園への移行の有無
合計								

◆ 記入要領

- 交付事業について「施設名」「施設種別」「設置主体」「所在市区町村」「整備区分」「総事業費」「交付金申請額」「年次計画」「進捗率」を記入すること。
- 「施設種別」: 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園(幼稚園機能部分)の別(移行予定を含む)を記入すること。
- 「設置主体」: 学校法人、社会福祉法人の別を記入すること。
- 「整備区分」: 創設・増築・増改築・改築・大規模修繕の別を記入すること。
- 「総事業費」: 認定こども園施設整備交付金対象外経費も含めた事業費の全体額を記入すること。
- 「交付対象事業費」: 交付対象事業費の内訳を記入すること。
- 「交付金申請額」: 交付申請額の内訳を記入すること。
- 認定こども園整備については、市町村が算出した交付対象経費を記入すること。
- 「年次計画」「進捗率」: 「年次計画」の欄に単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「継続」と記入した上で、「進捗率」の欄に「平成26年度〇〇%～平成27年度〇〇%」と記入すること。
- 「総事業費」「交付対象事業費」「交付金申請額」については、千円単位とすること。
- 「認定こども園への移行の有無」: 新たに認定こども園へ移行したかどうかについて記入。合計は「○」の総数を記載。
 1. については、「○」(移行(新設も含む。))、「-」(申請年度より前に認定こども園に移行済み)を記入。
 2. については、「○」(1. に同じ)、「-」(1. に同じ)、「×」(申請年度の移行は見送り)を記入

※ 一つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分を記入すること。